

**指定管理業務 施設貸出用サイネージシステム設置等業務に係る
企画提案書の募集要領**

1. 目的

指定管理業務におけるデータのデジタル化やペーパーレス化に加え、導入を予定している施設予約システムとの連携を図り、施設利用者の利便性を高めることを目的に、施設貸出用サイネージシステムの設置等に関する企画提案を募集する。

2. 企画提案書を募集する業務について

(1)業務名：施設貸出用サイネージシステム設置等業務

(2)発注者：公益財団法人ふくい産業支援センター（以下、「支援センター」という。）

(3)業務の内容

施設貸出用サイネージシステムの構築企画および設置等の業務で3.に掲げる仕様のとおり

3. 企画提案に係る仕様

企画提案の内容は、以下事項のすべてを満たすものとする。

(1)サイネージシステムの要件

①支援センターが使用を予定している施設予約システム(「いつでも貸館」開発元:㈱パストラーレ)が公開するインターネット WEB ページが表示できること。(WEB ページ表示方式に iframe を使用していないこと)

②システムの電源 ON/OFF をディスプレイ、機器またはサービスによりスケジュール管理ができること。

③Wi-Fi によるインターネット接続に対応できること。

(2)ディスプレイサイズおよび設置方法・場所等

	画面サイズ (インチ)	ディスプレイ 設置方法	画面方向	サイネージシステム用 端末機器設置方法	使用電源	設置場所
1F エントランス	65	可動式スタンド	横	スタンド 収納または背面取付	既設	中央柱付近
1F マルチホール	43			スタンド 収納または背面取付	既設	入口付近
2F エレベータ前	43			スタンド 収納または背面取付	既設	EV降りて左手壁沿い
2F 会議室A	18.5			背面取付	新規※	ドア横
2F 会議室B	18.5			背面取付	新規※	ドア横
5F エレベータ前	43			スタンド 収納または背面取付	既設	EV降りて正面右手側
5F パソコン実習室A	18.5			背面取付	既設	東側
5F パソコン実習室B	18.5			背面取付	既設	東側
5F 会議室C	18.5			背面取付	新規※	ドア横
5F システム設計室	18.5			背面取付	新規※	ドア横

※ 新規の電源については支援センターで取付予定

(3)設置期限

令和5年3月31日 午後5時までとする。

なお、支援センターにより、機器およびサイネージシステムの正常動作の確認をもって設置完了とする。

(4)その他

- ・企画提案書は、原則、上記の仕様等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
- ・企画提案の内容については、採択決定後に支援センターと協議の上、変更して実施することがある。
- ・定められた工程を遵守し、誠実に実行するほか、進捗状況については、支援センターに随時報告するとともに指示に従うこと。
- ・企画提案に際し、設置費および調整費、サイネージシステム利用料等の諸経費については、計上は必要となるが、本業務経費には含めず、別契約とする。

4. 予算限度額 1,700,000円

- ・上記金額には、消費税を含む。

5. 応募方法等について

(1)応募者の要件

企画提案書を提出することができる者は、次の要件をすべて満たしている者とする。なお、中小企業等協同組合法に定める協同組合の場合は、その組合員が次の要件をすべて満たす必要がある。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 福井県の物品の競争入札参加資格名簿に登録されている者(令和5年2月3日(金)時点で登録されているものを含む。)※注1
- ③ 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間に該当しない者であること(令和5年2月3日(金)時点)。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制にある者ではないこと。
- ⑥ 福井県内に本社または事業所を有する者については、県税に滞納がないこと。

※注1: ②の条件に該当しない者は、本年度含む過去5か年において県内の市町もしくは商工団体(商工会議所・商工会)からサイネージシステム設置等業務を請け負った実績があれば②の条件を満たすものとする。

(2)募集要領等の交付

募集要領等については次のとおり交付する。

① 交付期限	令和5年2月3日(金) まで 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時の間 (ただし、2月3日(金) は午後4時まで)
② 交付場所	(公財)ふくい産業支援センター 総務部 (県産業情報センタービル4F) および ふくい産業支援センターホームページ
③ 交付資料	1. 指定管理業務 施設貸出用サイネージシステム設置等に係る 企画提案書の募集要領

	2. ディスプレイサイズおよび設置場所等に関する資料
④ 交付方法	上記の場所で手交、ふくい産業支援センターホームページに掲載しているデータをダウンロードのいずれかの方法によること。

(3) 参加申込書の提出

企画提案を行う者は、次により企画提案参加申込書を提出するものとする。

① 提出期限	令和5年1月20日(金) 午後5時必着
② 提出方法	持参または郵送(郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録が残る書留郵便等をご利用ください。)
③ 提出先	(公財)ふくい産業支援センター 総務部 (県産業情報センタービル4F)
④ 提出書類	ア 企画提案参加申込書(別紙様式1) イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し(※1、※2) ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類(会社案内等) エ 会社および協同組合については、登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等の届出書の控えの写し オ 直近2期分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し カ 福井県内本社または事業所を有するものについては、県税事務所もしくは嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 キ 応募資格誓約書(別紙様式1-2) ※1 福井県競争入札参加資格を申請中であって、企画提案参加申込時に未取得の場合は、企画提案書の締切日(2月3日)までに、福井県競争入札参加資格通知書の写しを提出すること。 ※2 福井県競争入札参加資格がない者で、本年度を含む過去5か年において県内の市町もしくは商工団体(商工会議所・商工会)からサインネジシステム設置等業務を請け負った実績があれば、福井県競争入札参加資格通知書の写しに代えて、当該実績がわかる資料(契約書写しおよび成果物がわかる資料等)を提出すること。

(4) 応募資格審査の結果通知

上記(3)により、参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を令和5年1月23日(月)までに電子メール等で連絡する。

(5) 企画提案書の提出

応募資格要件を満たした者は、次により企画提案書類を提出するものとする。

① 提出期間	令和5年2月3日(金) 午後5時必着
② 提出方法	原本とデータをご提出ください。 ・原本:持参または郵送 (郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録が残る書留郵便等をご利用ください。) ・データ:E-mail 等により提出
③ 提出部数	原本1部
④ 提出先	(公財)ふくい産業支援センター 総務部 (県産業情報センタービル4F)
⑤ 提出書類	企画提案書(別紙様式2)

6. 質問および回答

質問は別紙様式3「募集に関する質問票」により、令和5年1月20日(金)午後5時までに支援センター 総務部宛て提出すること。(FAX、電子メール可)

なお、質問および回答については、全ての提案者に公表することとする。

7. 候補者の選定

(1) 企画提案書の審査

提出された企画提案書等の内容に基づき、提案者によるプレゼンテーションを行う選定会において、企画内容等を総合的に審査した上で、候補者1者を選定する。

【選定会(予定)】

日時: 令和5年2月10日(金) 午後1時～

場所: 福井県産業情報センター5階 システム設計室

ただし、遠隔地からの参加の場合など、必要に応じ、オンラインでの対応を可能とする。

(2) 審査方法

選定会では、予め定められた審査基準に基づき、全ての提案者からプレゼンテーションによって企画提案内容の説明を受けて、公正な審査を行う。選定会の審査において、最も評価の高かった提案者を委託先候補者に選定する。

(3) 選定結果

選定結果は、提案者全員に対し書面で通知する。

8. 契約について

支援センターは、候補者として選定された者と企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、決定する。また、契約については、選定された者は支援センターが契約するリース会社と契約を締結することとなる。

また、次の場合は、支援センターは選定を取り消す場合がある。

- (1) 候補者として選定されたものが契約締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により業務履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、業務履行が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

9. 業務の委託

企画提案者が本業務の全てを委託することは認めない。ただし、必要に応じ一部を委託する場合は、(公財) 支援センターと協議の上、事前にその承諾を得るものとする。

10. 打合せ

本業務を進めるにあたっては、支援センター担当者と打合せを行うこととし、その際、受託者は支援センターに日程調整を依頼することとする。なお、打合せに係る費用等は受託者が負担することとする。

1 1. その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また、選定会等、内部で使用するものとして必要に応じて複写を行う場合がある。
- (2) 企画提案に関する経費は全額応募者負担とする。
- (3) 提出期限後における応募書類の再提出、差替えは認めない。
- (4) 応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により、支援センターに提出すること。
- (5) その他、不明な点については、支援センターに照会すること。

1 2. 問い合わせ先

〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 福井県産業情報センタービル 4 F
公益財団法人ふくい産業支援センター 総務部 担当：南
TEL 0776-67-7414
FAX 0776-67-7419 E-mail shisetsu@fisc.jp